

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 進藤 晃 様

酒田市長 丸山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和5年2月21日付監発第94号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
商工港 湾課	<p>【事務事業】</p> <p>〇市の施設に独自に会費（利用料）を設定し徴収していたもの</p> <p>市の施設である酒田市産業振興まちづくりセンター（通称サンロク）において、互助会を設立して独自に会費（利用料）を設定し、徴収した会費で会員が利用する物品や茶菓などの購入・管理等を行い、令和4年11月末現在684,157円の残高があった。また、サンロクのご利用プランとして、ホームページに入会登録、コワーキング利用、会議室利用の金額が掲載されていた。</p> <p>市の施設（庁舎の一部）で、市職員が会長を務める任意団体の互助会が独自に会費（利用料）を徴収し、物品や茶菓などを購入していることから、酒田市産業振興まちづくりセンター</p>	<p>令和3年10月にサンロクが中町庁舎から新産業会館へ移転する際、コワーキングスペースのあり方について検討した。</p> <p>他市等の同様施設の利用状況を参考に、現コワーキングスペースは面積が狭いこと、フリーランス等の利便性を確保することで新たな事業創出の場に資することなどから、本庁舎内の執務スペース及び市民や事業者との相談スペースと同様に、庁舎の一部として利用に供してきた。</p> <p>一方で、サンロクは事業者や個人の方からの経営相談に応じる機能と、来訪者が自社の業務を行うコワーキングスペース機能があることを踏まえ、あらゆる利用形態を制限する観点から、利用時に説明の上、実費相当分の負担を利用者からいただきながら運営を図ってきた。</p>

		<p>の所管課である商工港湾課において実態を把握し執行体制の改善を行うこと。</p>	<p>しかしながら、今般の監査を踏まえ、次のとおり改善を図ることとする。</p> <p>①ホームページの「ご利用プラン」中、利用料の表記を実費相当負担に改める。</p> <p>②物品や茶菓の購入は利用者の利便性を最大限に高めることを目的に必要最低限の範囲で実施してきているが、必要以上に剰余金が存在するのは適当でないことから、年度末時点での剰余金については、次年度運営計画、特に年度当初時において、必要な経費を除き、協議会会計に繰り入れ、酒田市からの負担金に充当・戻し入れることとする。</p>
商工港湾課	注意事項	<p>【外郭団体】</p> <p>〇市が事務局を担っている外郭団体に交際費を計上し、支出していたもの</p> <p>商工港湾課が事務局を担っている酒田・遊佐工業団地企業誘致促進協議会（財源は酒田市と遊佐町からの負担金）において、食糧費のほか交際費 200,000 円を計上し、令和 3 年度では 195,296 円、令和 4 年度では 116,982 円（令和 4 年 11 月末現在）を市部長級職員などが出席する懇談会の会費等として支出していた。</p> <p>酒田市では特別職のみ交際費を認め、市長交際費では、市長代理で部課長が出席する場合は、交際費を支出することはあるが、部課長のみの場合は交際費の対象としておらず、また、支出した交際費については、ホームページ上で公開している。</p> <p>協議会の交際費計上については再検討すること。</p> <p>また、食糧費については、平成 29 年 8 月 29 日付け総務部長事務連絡「食糧費の支出基準について」を遵守し、適正</p>	<p>交際費については、予算執行を停止し、令和 5 年度予算からは予算科目を廃止する。また、食糧費についても、適正な予算執行を行う。</p>

		な予算執行を行うこと。	
交流観 光課	指摘 事項	<p>【契約】</p> <p>○契約書の作成を省略できなかつたにもかかわらず、請書の提出により事務処理されているもの</p> <p>令和3年度の大獅子修繕（契約金額1,199,000円）について、契約書の作成を省略し請書で事務処理されていた。</p> <p>契約規則第2条第2項第1号には契約書の作成を省略することができる場合の1つとして「50万円を超えない指名競争入札に係る契約又は随意契約をするとき。」と規定されているが、これに該当しないにもかかわらず契約書の作成を省略し、契約の相手方から請書を提出してもらうことにより事務処理されている。</p> <p>今後は、契約規則にのっとり適正に事務処理すること。</p>	<p>今後は、事務処理に瑕疵がないか複数人によるチェックを徹底し、規則にのっとり適正に事務処理を行っていく。</p>
交流観 光課	注意 事項	<p>【重要物品の状況】</p> <p>○長期間にわたり決算関係書類である「財産に関する調書」への記載が漏れていたもの</p> <p>平成14年度の山居倉庫整備展示内装製作委託契約の一環として製作された辻村寿三郎氏作品の人形（重要物品に該当）について、毎年度、民間の動産保険に加入していたが備品登録がされていないことに気付かず、長期間にわたり決算関係書類である「財産に関する調書」への記載が漏れていた。</p> <p>令和4年度の決算においては遺漏のない調書を作成すること。</p> <p>また、契約検査課で各課に依頼している登録物品の現状と登録内容の現況確認をしっかりと行うとともに、財務規則に</p>	<p>辻村寿三郎氏の作品の人形については、備品台帳の登録手続きを行ったので、令和4年度決算において「財産に関する調書」に記載する。</p> <p>今後は、財務規則にのっとり、年1回以上の物品の出納保管の状況調査を行い、適正な物品管理を行っていく。</p>

	規定している毎年 1 回以上の物品の出納保管の状況調査等を行い、適正な物品管理をすること。	
--	---	--